

# 国民健康・栄養調査の概要

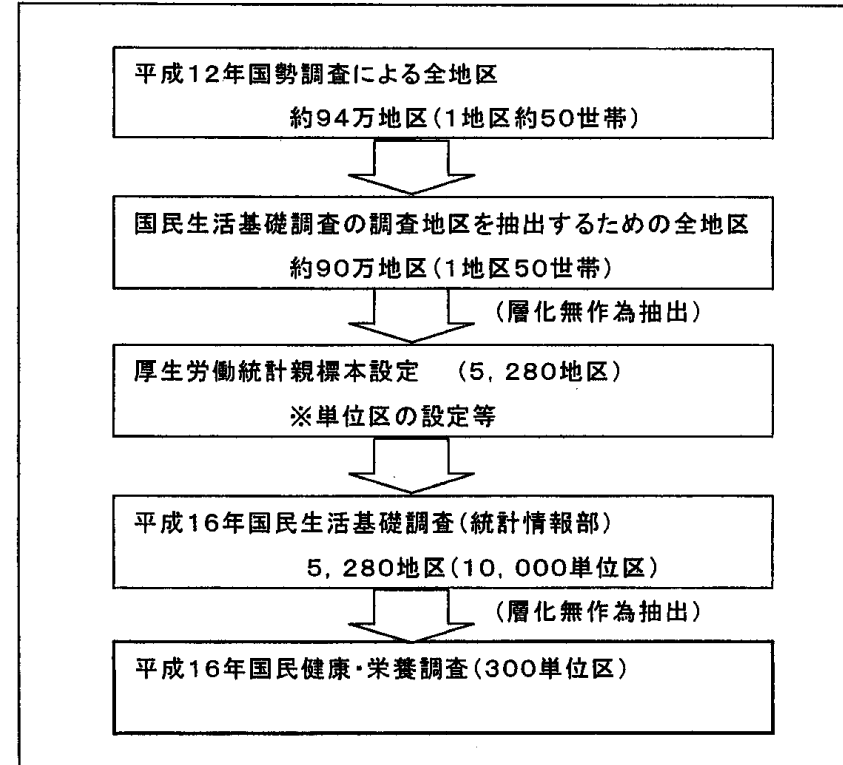
## (1) 調査目的

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を実施する。(健康増進法第10条)

## (2) 調査客体

国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為に抽出した300単位区内の世帯(約6,000世帯)及び当該世帯の1歳以上の世帯員(約19,000人)を調査客体とする。

図1 調査地区抽出の流れ



(3) 調査項目及び方法

- ①従来国民栄養調査の上乗せ調査として行ってきた循環器疾患基礎調査(10年毎)、糖尿病実態調査(5年毎)と国民栄養調査を統合し、栄養・食生活のみならず総合的な調査に拡充した。健康日本21の中間評価等に資する調査内容とした。
- ②身体状況の調査、栄養摂取状況、生活習慣に関する事項について調査を実施している。(健康増進法施行規則第1条)

表 1 調査項目及び方法

分類	項目・方法
身体状況の調査 (規則第1条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身長</li> <li>○体重</li> <li>○血圧</li> <li>○その他身体状況に関する事項</li> </ul> <p>被調査者を調査会場に集め、医師等が調査事項の計測及び問診を実施する。</p>
栄養摂取状況の調査 (規則第1条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯及び世帯員の状況</li> <li>○食事状況</li> <li>○食事の料理名及び食品の名称及びその摂取量</li> <li>○その他栄養摂取状況に関する事項</li> </ul> <p>管理栄養士等が被調査世帯を訪問し、世帯の代表者及び食事づくり担当者に面接し記入方法を説明する。世帯において調査内容を記入する。</p>
生活習慣の調査 (規則第1条第4項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食習慣の状況</li> <li>○運動習慣の状況</li> <li>○休養習慣の状況</li> <li>○喫煙習慣の状況</li> <li>○飲酒習慣の状況</li> <li>○歯の健康保持習慣の状況</li> <li>○その他生活習慣の状況に関する事項</li> </ul> <p>栄養摂取状況調査票と併せて世帯に配布し、被調査者本人が記入する。</p>

- ③毎年把握する項目と重点的に把握する項目として調査を実施している。

表2 重点事項の周期案について

実施年	重点事項
平成15年(2003)	健康日本21中間評価関係事項、たばこ
平成16年(2004)	健康日本21中間評価関係事項、歯の健康
平成17年(2005)	食生活、飲酒
平成18年(2006)	休養・睡眠
平成19年(2007)	身体活動・運動
平成20年(2008)	健康日本21最終評価関係事項、糖尿病
平成21年(2009)	健康日本21最終評価関係事項、歯の健康
平成22年(2010)	食生活、循環器疾患

[健康日本21評価手法検討会調査分科会報告書(平成15年3月)抜粋]

表3 平成15年、平成16年 国民健康・栄養調査の調査内容

	身体状況調査	生活習慣調査	栄養摂取状況調査
15年,16年 共通の調査事項	身長、体重(1歳以上) 腹囲(15歳以上) 血圧(15歳以上) 血液検査(20歳以上) <ul style="list-style-type: none"> <li>・血色素量</li> <li>・ヘマトクリット</li> <li>・赤血球数</li> <li>・白血球数</li> <li>・血小板数</li> <li>・血糖値</li> <li>・ヘモグロビンA<sub>1c</sub></li> <li>・総コレステロール</li> <li>・HDL-コレステロール</li> <li>・トリグリセライド</li> <li>・総たんぱく質</li> <li>・フェリチン</li> <li>・アルブミン</li> </ul> 1日の運動量(歩行数)(15歳以上) 問診(20歳以上) <ul style="list-style-type: none"> <li>・服薬状況</li> <li>・運動状況</li> </ul>	(15歳以上) 栄養・食生活 <ul style="list-style-type: none"> <li>・欠食習慣</li> <li>・間食習慣</li> <li>・外食習慣</li> </ul> 休養・こころの健康 <ul style="list-style-type: none"> <li>・睡眠に対する満足度</li> <li>・平均的な睡眠時間</li> </ul> 歯の健康 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯間部清掃器具の使用状況</li> <li>・残存歯数</li> </ul> たばこ <ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙経験の有無</li> <li>・喫煙習慣の有無</li> <li>・1日の喫煙本数</li> </ul> アルコール <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒習慣の有無</li> <li>・飲酒頻度</li> <li>・飲酒量</li> </ul> 健康日本21の認知度 生活習慣病の認知度	(1歳以上) 世帯状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別</li> <li>・生年月</li> <li>・妊婦・授乳婦別</li> <li>・仕事の種類</li> <li>・日常生活活動強度</li> </ul> 食事状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外食、欠食等の区分</li> </ul> 食物摂取状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・料理名</li> <li>・食品名</li> <li>・使用量、廃棄量</li> <li>・世帯員毎の案分比率</li> </ul>
15年 追加事項	血液検査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・コチニン</li> </ul>	○健康日本21の中間評価に関する項目のうち 身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、 アルコールに関する事項 ○たばこに関する項目	
16年 追加項目		○健康日本21の中間評価に関する項目のうち、 食生活、歯の健康に関する事項 ○歯の健康に関する項目(1~14歳も実施)	

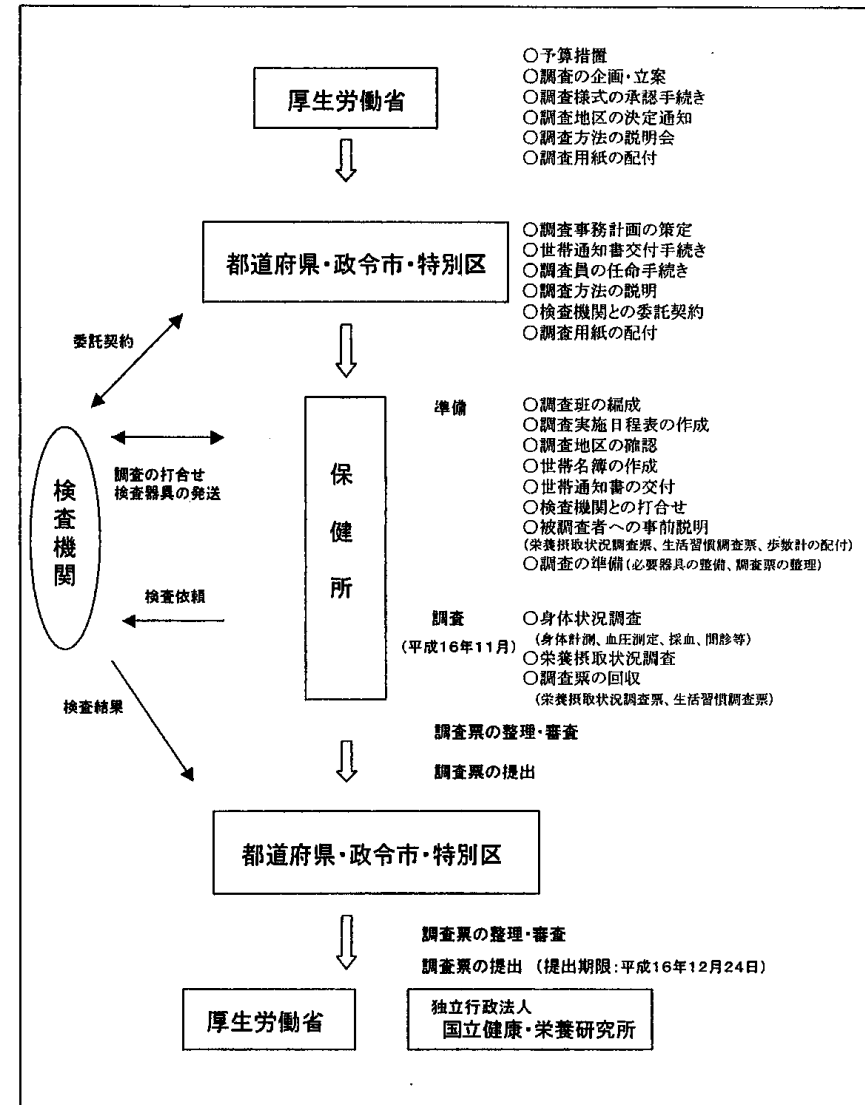
(4) 調査業務の流れ

- ①厚生労働省は、国民健康・栄養調査企画解析検討会を設置し、本調査の調査設計及びその解析について専門的な立場から意見を聞く。
- ②厚生労働省が企画立案を行い、都道府県、政令市及び特別区に実施を委託する。
- ③都道府県、政令市、特別区では衛生主管部(局)が管内を統括し、実際の調査は調査地区を管轄する保健所が行う。
- ④保健所では、保健所長を班長とする国民健康・栄養調査班を編成し、医師、管理栄養士、保健師、臨床検査技師及び事務担当者等の調査員が調査の実施にあたる。

(5) 予算

平成17年度予算案 124百万円

図2 調査業務の流れ



# 都道府県における健康・栄養調査等の実施状況について

各都道府県において過去5年間に、国民健康・栄養調査（国民栄養調査）以外の、地方健康増進計画の目標設定、中間評価等に資することを目的とした調査（アンケート調査を含む）の実施状況を聴取した。

## 1 調査の実施

実施している	<u>45都道府県</u> （82調査）
実施していない	<u>2県</u>

## 2 調査方法及び内容

(1) 国民健康・栄養調査に上乗せしている調査

①実施数 31調査（30県）

②追加した世帯数

～200世帯	3調査
～400世帯	11調査
～600世帯	5調査
～800世帯	4調査
～1,000世帯	3調査
～2,000世帯	2調査
2,000世帯<	3調査

※血液検査の実施：全項目実施17調査  
一部実施3調査、未実施9調査、不明2調査

③追加した調査項目（主なもの）

- ・地方計画（シンボルマーク）の認知度
- ・健康寿命の認知度、健康寿命について考えることがあるか
- ・健康全般：日常生活の体調、健康づくり・疾病予防のために取り組んでいること、体重測定の実践、自分の血圧の状況の認知
- ・食生活：食品の摂取頻度、調理済み食品・半調理済み食品の利用頻度及び利用する理由、食品表示で重視している事項、子どもの食生活
- ・身体活動・運動：生活時間、運動不足の理由
- ・心の健康：悩みを抱えている時の相談場所、自殺をしたいと考えたことがあるか
- ・その他：・県民性、アレルギー疾患

#### ④調査周期

毎年実施	1調査
3年に1回	2調査
5年に1回	17調査
6年に1回	2調査
その他（地方計画作成時、評価時）	3調査
不定期	6調査

#### (2) 国民健康・栄養調査とは別に実施している調査

①実施数 51調査（29都道府県）

②個人を対象とするもの 44調査（29都道府県）

##### ・対象人数

～2,000人	11調査
～4,000人	12調査
～6,000人	7調査
～8,000人	2調査
～10,000人	6調査
10,000人<	3調査
未記入	3調査

##### ・調査内容

- ・生活習慣や健康づくりの意識調査
  - ・食生活に関する調査
  - ・たばこに関する調査
  - ・思春期保健の実態調査
- など、主としてアンケート調査により自記式で回答できる調査

③ 関係機関、事業所等を対象とするもの

7調査（6県）

##### ・調査内容

・たばこ対策	4調査
・ヘルシーメニュー提供	1調査
・歯科保健	1調査
・健康づくりのための環境整備	1調査

## 参照条文

### 健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）（抜粋）

#### （国民健康・栄養調査の実施）

第十条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）に、国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち集計その他の政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

#### （調査世帯）

第十一条 国民健康・栄養調査の対象の選定は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年、厚生労働大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者は、国民健康・栄養調査の実施に協力しなければならない。

#### （国民健康・栄養調査員）

第十二条 都道府県知事は、その行う国民健康・栄養調査の実施のために必要があるときは、国民健康・栄養調査員を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、国民健康・栄養調査員に関し必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

#### （国の負担）

第十三条 国は、国民健康・栄養調査に要する費用を負担する。

#### （調査票の使用制限）

第十四条 国民健康・栄養調査のために集められた調査票は、第十条第一項に定める調査の目的以外の目的のために使用してはならない。

#### （省令への委任）

第十五条 第十条から前条までに定めるもののほか、国民健康・栄養調査の方法及び調査項目その他国民健康・栄養調査の実施に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 健康増進法施行令（平成十四年十二月四日政令第三百六十一号）（抜粋）

#### （独立行政法人国立健康・栄養研究所の行う事務）

第一条 健康増進法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める事務は、集計とする。

### 健康増進法施行規則（平成十五年四月三十日厚生労働省令第八十六号）

#### （抜粋）

#### （国民健康・栄養調査の調査事項）

第一条 健康増進法（平成十四年法律第百三号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する国民健康・栄養調査は、身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の調査とする。

2 前項に規定する身体状況の調査は、国民健康・栄養調査に関する事務に従事する公務員又は国民健康・栄養調査員（以下「調査従事者」という。）が、次に掲げる事項について測定し、若しくは診断し、その結果を厚生労働大臣の定める調査票に記入すること又は被調査者ごとに、当該調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることによって行う。

- 一 身長
- 二 体重
- 三 血圧
- 四 その他身体状況に関する事項

3 第一項に規定する栄養摂取状況の調査は、調査従事者が、調査世帯ごとに、厚生労働大臣の定める調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることによって行う。

- 一 世帯及び世帯員の状況
- 二 食事の状況
- 三 食事の料理名並びに食品の名称及びその摂取量
- 四 その他栄養摂取状況に関する事項

4 第一項に規定する生活習慣の調査は、調査従事者が、被調査者ごとに、厚生労働大臣の定める調査票を配布し、次に掲げる事項が記入された調査票の提出を受けることによって行う。

- 一 食習慣の状況
- 二 運動習慣の状況
- 三 休養習慣の状況
- 四 喫煙習慣の状況
- 五 飲酒習慣の状況
- 六 歯の健康保持習慣の状況
- 七 その他生活習慣の状況に関する事項

（調査世帯の選定）

第二条 法第十一条第一項の規定による対象の選定は、無作為抽出法によるものとする。

2 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、法第十一条第一項の規定により調査世帯を指定したときは、その旨を当該世帯の世帯主に通知しなければならない。

（国民健康・栄養調査員）

第三条 国民健康・栄養調査員は、医師、管理栄養士、保健師その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

2 国民健康・栄養調査員は、非常勤とする。

（国民健康・栄養調査員の身分を示す証票）

第四条 国民健康・栄養調査員は、その職務を行う場合には、その身分を示す証票を携行し、かつ、関係者の請求があるときには、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する国民健康・栄養調査員の身分を示す証票は、別記様式第一号による。